

問X-3-①（引当金等）

引当金等について、将来的に取り崩して支出することが見通せるものについては、公益目的財産額の算定の対象から除くことはできないのですか。

答

- 1 適正な期間損益計算を行い、負債（資産の控除を含む。）として計上されている引当金（一般社団・財団法人法施行規則第23条第4項又は第24条第2項第1号の規定により計上する引当金参照）については、整備法施行規則第14条を改正（平成20年4月25日）し、純資産額に引当金を加算しないこととしました。したがって、当該引当金は負債として取り扱われることとなり、純資産（正味財産）には含まれず、公益目的財産額の算定にも含まれないということになります。また、「引当金に準ずるもの」については、公益認定等ガイドラインにおいて引当金と同様に取り扱う旨を提示しているところです。
- 2 上記1の引当金（引当金に準ずるものを含む。）以外に、負債として計上されていない「会費等の積み立てによる準備金等（法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているもの）」の取扱いについては、一定のルールに基づき、公益目的財産額の算定の対象から除くことができる旨を公益認定等ガイドラインで提示しているところです。
なお、「法令等」の「等」については、通達又は通知を意味します。

（参照条文）

一般社団・財団法人法施行規則第23条（略）

2・3（略）

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5・6（略）

一般社団・財団法人法施行規則第24条（略）

2（略）

一 将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

二（略）

整備法施行規則第14条 整備法第119条第1項に規定する公益目的財産額は、第2条第1項ただし書の事業年度（事業年度に関する規定を定める他の法律の規定により移行の登記をした日の属する事業年度の開始の日から移行の登記をした日までの期間が当該法人の事業年度とみなされる場合にあつては、当該期間）の末日（以下「算定日」という。）における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額に第1号に掲げる額を加算し、第2号、

第3号及び第4号に掲げる額を減算して得た額とする。

一 特例民法法人が算定日において次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

イ 土地又は土地の上に存する権利

ロ 有価証券

ハ 書画、骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産

二 特例民法法人が算定日において時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の算定日における帳簿価額が算定日における時価を超える場合のその超える部分の額

三 基金の額

四 前号に掲げるもののほか、貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額

2 前項の規定により貸借対照表の純資産の部に加算され、又は減算された時価評価資産については、この章の規定の適用に当たっては、当該時価評価資産の帳簿価額は、当該加算された額が増額され、又は当該減算された額が減額されたものとみなす。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

(4) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていることについて

① 公益目的財産額の算定方法について（整備法第119条第1項関係）

（引当金等について）

負債（資産の控除を含む。）として計上されている引当金（引当金に準ずるものを含む。）については、公益目的財産額の算定から控除する。

また、会費等の積み立てによる準備金等（法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているもの）については、負債として計上されていない場合であっても、法人において合理的な算定根拠を示すことが可能である場合には、引当金と同様に公益目的財産額の算定から除くことができる。

※ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異^(注)の扱いについて

費用処理期間を定めて当該期間にわたり費用処理を行っている法人にあっては、当該未処理額についても公益目的財産額の算定から控除することができる（この場合、未処理額の算定根拠などの資料の提出を求める。）。

なお、公益目的財産額の算定時に控除した未処理額について、移行後の各事業年度における費用処理の額は公益目的支出の額に算入しない。

(注) 会計基準変更時において本来計上すべき引当金額の満額と実際に計上している引当金の差額をいう。

会計基準変更時差異は、平成18年4月1日以降15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理をすることとなる。